

給 水 申 請 マ ニ ュ ア ル

令和6年4月現在



倉敷市水道局水道サービス課

(給水装置工事申請書の申込手続き)

給水装置工事（修繕工事を除く。）の申込みをしようとする者は、倉敷市指定給水装置工事事業者を選定し、指定給水装置工事事業者は倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込むものとする。

(給水装置工事申請書の作成)

指定給水装置工事事業者は、申込みに必要な書類を申請者に説明のうえ、その確認を得て作成すること。

1 給水装置工事申請書

※ 申請書の左部分の太線枠内に記入すること。

倉敷市水道条例 (給水装置工事の申込み) 第6条 給水装置工事(修繕を除く。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の工事を施行する場合、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (第三者の異議についての責任) 第7条 給水装置工事の施行について利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。 (工事の設計及び施行) 第8条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事(修繕を除く。)を施行する場合には、管理者が行う設計審査(使用材料の確認を含む。)を当該工事の着工前に、しゅん工検査を当該工事の完了後に受けなければならない。
倉敷市水道条例施行規程 (工事変更等の届出) 第3条 条例第6条第1項規定により、給水装置工事の承認を受けた者が当該工事を変更し、又は取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。 (申込みの取消し) 第4条 条例第6条第1項に規定する給水装置工事の申込者の責めに帰すべき理由により、申込みの日から3箇月以内に当該給水装置工事に係る負担金等を納入しないときは、当該申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

(1) 工事場所及び申請者

① 枠の左上にある年月日は申請者との契約が成立した日付を記入する。

- ② 工事場所は住居表示されている場合は住居番号を記入するが、住居番号が付されていない場合は地番でよい。
- ③ 申請者の住所、氏名、フリガナを正確に記入する。
- ④ 電話番号は、自宅、勤務先及び携帯のいずれでもよいが、昼間に連絡可能な番号を記入する。

(2) 使用者

- ① 使用者が未定の場合は申請者名とし、使用開始時に水道使用申込書へ使用者名を記入する。
- ② 使用者の氏名、フリガナを正確に記入する。

(3) 指定給水装置工事事業者

- ① 指定番号、住所、名称、電話番号の記載があること。

倉敷市指定給水装置工事事業者規程
(業務処理の原則)
第 3 条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、倉敷市水道条例施行規程（昭和 51 年倉敷市水道局管理規程第 25 号）、倉敷市給水装置の構造及び材質等に関する規程（平成 9 年倉敷市水道局管理規程第 7 号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(4) 主任技術者

- ① 氏名、免状交付番号があること。
- ② この欄に記入する主任技術者は、申請場所において「倉敷市指定給水装置工事事業者規程第 11 条」の職務の遂行を行うもので水道局に選任届を行っている者であること。

【注意】

仮設工事の申請にあたっては、水道料金の支払について責任を持って処理すること。

仮設工事で 6 か月を超えて使用する場合は、本工事受注の有無にかかわらず仮設工事の申請業者が責任を持って 6 か月毎（要望があれば、2 か月毎でもよい）に水道局へメーター指針を報告し、臨時用料金の支払い処理を行うこと。また、その時点で仮設工事として使用していない場合はメーターを撤去し臨時用料金の支払い処理を行うこと。

(5) 既設給水装置水栓番号

- ① 水道局において記入を行うため、記入をしないこと。

【注意】

現地に既設メーターがある場合、平面図へ口径・メーター番号を記入すること。

(6) 給水装置種類

- ① 該当する給水装置種類に☑印をする。

倉敷市水道条例 (給水装置の種類) 第3条 給水装置は、次の2種とする。 (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの及び管理者の許可を得て2世帯以上で連 合使用するもの (2) 私設消火栓 消防用に供するもの

給水種別は、上記の2種類であるが受付区分上、専用給水装置のうち臨時用を表示している。

また、私設消火栓はその他に☑印をする。

(7) 工事種別

- ① 該当する工事種別に☑印をする。
- ② 改造は増設工事、変更工事、位置変更工事、一部撤去工事とする。
- ③ 該当する工事種別が複数ある場合は、それぞれに☑印をする。

たとえば、口径変更を仮設工事で行う場合は仮設と口径変更に、また、分譲団地・アパート等は給水本管と新設に☑印をする。

- ④ 外線工事がある場合は、外線に☑印をする。

(8) 給水方式

- ① 該当する給水方式に☑印をする。
- ② 直結・受水槽併用式は直結、受水槽の両方に☑印をする。

【注意】

- 1 受水槽給水の申し込みを行う場合は、申し込みの1ヶ月前までに「給水装置工事設計協議書（受水槽方式）」を提出し協議しなければならない。

〔給水装置施行基準 第16章 受水槽式給水〕を参照

- 2 3階建て建物への直結直圧給水の申し込みを行う場合は、申し込みの1ヶ月前までに「3階建て建物への直結直圧給水に関する協議書」を提出し協議しなければならない。

〔給水装置施行基準 第13章 3階建て建物への直結直圧式給水〕を参照

- 3 直結増圧給水の申し込みを行う場合は、申し込みの1ヶ月前までに「直結増圧式給水に関する協議書」を提出し協議しなければならない。

〔給水装置施行基準 第14章 直結増圧式給水〕を参照

- 4 高所団地については、「高所団地に関する加圧給水施設基準」により設計を行うこと。

(9) 建築、給水階数

- ① 建築階数は建築物の最上階数を、給水階数は給水する全ての階数をそれぞれ該当の階数に記入する。

(1 0) 受水槽、高置水槽容量

- ① 受水槽・高置水槽は有効容量（実容量）を記入する。
- ② 受水槽設備を設置する場合は下記の書類を提出すること。
 - ア 受水槽容量計算書
 - イ 受水槽以下の参考図面
 - ウ 確約書（申請書内側に記入）

(1 1) 給水戸数

- ① 1 戸建て建物は、左欄に口径、戸数を記入し、集合住宅及び団地等の複数の戸数があるものは、口径毎に左欄より順次記入する。
- ② 給水管口径の決定は、「給水装置工事施行基準」を遵守する。
 - 〔給水装置施行基準 第 5 章 給水装置の基本設計〕を参照
 - 〔給水装置施行基準 第 1 4 章 直結増圧式給水〕を参照

(1 2) 栓数

- ① 1 戸建て建物（工場、店舗等も含む）を対象に該当の栓数を記入する。
- ② 集合住宅及び団地等の給水本管の申請においては、メーターの取り付けがないため、記入しない。

(1 3) 給水本管

- ① 給水本管（管理負担金対象管、集合住宅における給水本管）の申請においては、口径毎に左欄より順次記入し 1 戸建て建物では記入しない。なお、倉敷市水道条例施行規程第 2 4 条第 4 項に規定する条件を有する管理人が当該施設を管理する場合は、給水本管管理誓約書を提出すること。
- ② 開発団地で給水本管（管理負担金対象管）を水道局に寄附する場合は、下記の書類を提出すること。
 - ア 団地給水契約書（2 通）
 - イ 寄附申出書

- ③ 高所開発団地で給水施設（給水本管を含む）を水道局に寄附する場合は、下記の書類を提出すること。

ア 高所団地給水契約書（２通）

イ 寄附申出書（給水施設、水道用地）

- ④ 集合住宅等で給水本管を申請者及び管理人にて維持管理する場合は、下記の書類を提出すること。

ア 給水本管管理誓約書

（１４）既設メーター装置撤去

【注意】

給水装置の撤去であり、メーター器の撤去ではない。

- ① 既設メーター装置撤去の有に☑印をする。
- ② 口径変更工事は申請書の平面図に撤去箇所（分岐部～メーター装置）を図示するとともに、既設メーター口径、戸数を記入する。
- ③ 既設メーター装置撤去が複数の場合には口径毎に記入する。
- ④ 新設工事に係る水道利用加入金に対し、充当する水道利用加入金为上回っていた場合、「水道利用加入金放棄承諾書」を提出すること。
- ⑤ 新設工事で給水区域内に既設メーター装置撤去工事があり、水道利用加入金を充当する場合は、同時に撤去工事の申請を必要とし、工事の施工時期は双方のズレが１ヶ月を超えないものとする。（撤去工事と新設工事の申請者が同一の場合に限る）
- ⑥ 上記の形態で水道利用加入金の充当を受けようとするときは、「水道利用加入金免除申請書」を提出すること。
- ⑦ 既設メーター装置が不要となり、水道利用加入金を充当しない場合で「給水装置撤去承諾書」が提出されたときは、水道局の費用を持って撤去工事を行う。
- ⑧ 新設工事完了後に既設メーター撤去工事があることが判明しても水道利用加入金の還付は出来ないので申請時に十分確認すること。

（１５）しゅん工予定年月日

- ① この申請に係る給水装置工事のしゅん工予定年月日を記入する。

（１６）屋外接続施工業者

- ① 配水管から分岐して宅地内に給水管を引き込む工事の場合、該当の施工業者欄に☑印を

記入するとともに、他社施工の場合は、指定番号及び事業者名を記入する。

- ② 道路（公道）へ給水管を布設し継続して道路を使用する場合は、道路法第32条の規定により道路管理者の許可を受けなければならない。
- ③ 河川区域へ給水管を布設し継続して河川区域を使用及び占用する場合は、河川法第4条及び24条の規定により河川管理者の許可を受けなければならない。
- ④ 上記の②、③に該当する場合は、指定給水装置工事事業者が各々の占用許可申請書を作成し水道局を経由して占用許可申請を行うこと。なお、管理者が倉敷市である占用申請については、給水装置工事申請の申請者名で申請を行い、管理者が国及び県である占用申請については、水道事業管理者名で申請を行うこと。また、道路については道路使用許可を得た後に許可条件を遵守し、各許可書を現地表示したうえ施工すること。（道路使用許可申請には原則として道路占用許可書コピーの添付が必要。）
- ⑤ 屋外接続工事の着手に当たっては、着手3日前までに指定の給水管取り出し工事予定連絡表により位置図を添付のうえFAXにて連絡すること。（FAX番号 086-423-5635）

なお、工事施工計画は、土日祝祭日を避けて計画すること。

- ⑥ 屋外接続工事に伴う路面復旧については、仮復旧を行う方が好ましいが施工者の責任において仮復旧を行わず本復旧を施工してもよい。ただし、本復旧施工日から1年間は施工者の管理瑕疵期間となり、この工事に起因する事故は施工者責任となるため、しゅん工後の定期点検を行い事故等が起こらない措置を講じること。

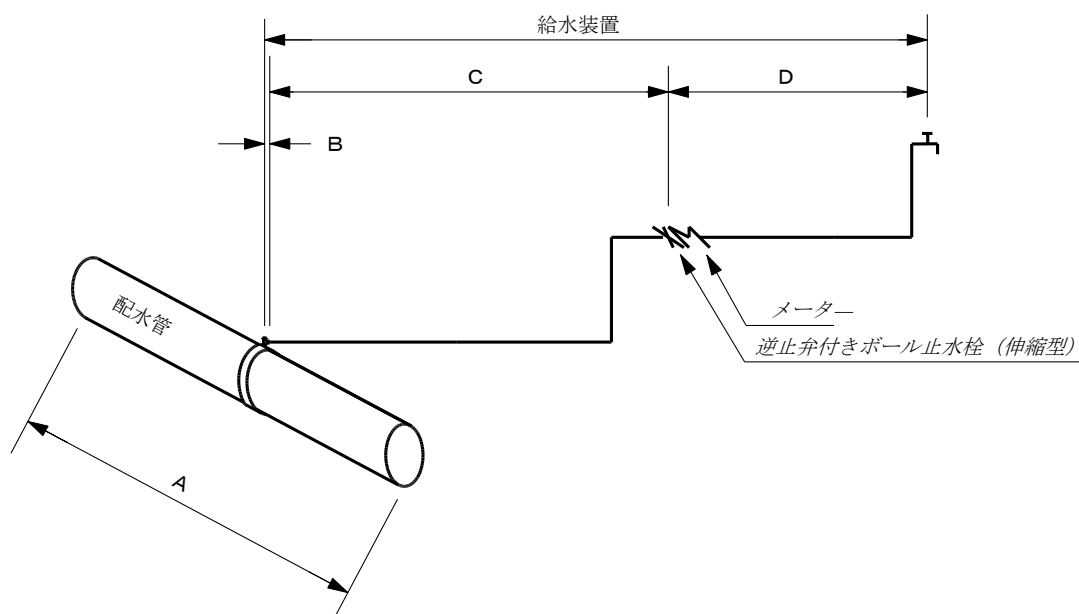
また、施工については建設業業種のうち「舗装」の許可を得ている者が行うこと。

【注意】

「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる**技能を有する者**に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。」（水道法施行規則（抄）第2節第36条ニ）その施行範囲は次のとおりとする。

	資 格		施工範囲
配水管工事を施工する場合	配水管技士（日水協岡山県支部）	岡山県支部のみ有効	A、B、(C)
	配水管工技能講習会修了者（日水協）	配水管技能者	A、B、(C)
配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合	給水装置工事配管技能者講習会修了者 （給水工事技術振興財団）	配管技能者	B、C、D
	配管技能士 （職業能力開発促進法に規定）		C、D
	配管工	岡山県支部のみ有効	C、D

※ 配水管技士及び配水管技能者の施工範囲欄の（C）は給水装置工事主任技術者の技術上の指導監督のもとで施工ができる。



（１７）盗水防止用止水栓ハンドル

- ① 分譲団地及びメーター器の取り付けを有しない申請の場合に設置する盗水防止型逆止弁付きボール止水栓のハンドルを水道局へ納入する個数を記入する。また、止水栓口径も記入すること。

【注意】

盗水防止用止水栓ハンドルは工事しゅん工後、速やかに水道局へ納品すること。

(令和 申請年度 年度) 給水装置工事申請書	
(1) 令和 年 月 日	
倉敷市水道事業管理者 様	
工 事 場 所 倉敷市 (1)	
このたび、上記工事場所にて給水装置工事を申込みます。 なお、工事申込みにあたり、倉敷市水道条例及び関連規程を遵守するとともに、 第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任を持って解決いたします。 また、水道局に対する諸手続き及び納付金の支払い並びに選付金一切の権 限を下記指定給水装置工事業者に委任します。	
申請者	フリガナ (1)
住 所	氏 名
電話 () -	
使用者	フリガナ (2)
氏 名	
指 定 工 事 住 所	(指定番号 第 () 号)
給 水 事 業 装 置 名 称	(3)
電話 () -	
主 任 技 術 者	氏 名 (4)
免状交付番号 第 号	
仮設工事の申請にあたっては、水道料金の支払いについて責任を 持って処理します。	
既 設 給 水 装 置 水 栓 番 号 (5) 水道局記入	

給 水 装 置 種 別	☐ 専用 ☐ 臨時用 ☐ その他
工 事 種 別	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 口径変更 ☐ 撤 去 ☐ 仮 設 ☐ 給水本管 ☐ 外 線
給 水 方 式	☐ 直 結 ☐ 3階直結 ☐ 受水槽 ☐ その他
建 築 階 階	給 水 階 階
受 水 槽 有 効 容 量	m ³
高 置 水 槽 容 量	m ³
給 水 戸 数	m ³ m ³ 戸 戸
栓 数	新 設 増 設 既 設 計 栓 栓 栓
給 水 本 管	m ³ m ³ m ³ 栓
既設メーター装置撤去 ☐ 有 ☐ 無	
しゅん工予定年月日	令和 年 月 日 戸 戸 戸
屋 外 接 続 施 工 業 者	☐ 自社施工 ☐ 他社施工 指定番号 第 号)
盗 水 防 止 用 止 水 栓	盗 水 防 止 用 止 水 栓 ハ ン ド ル 納 品 個 数 個
(備 考)	
水道局記入	

2 給水装置工事平面図

- (1) 平面図及び主要材料の記入は、〔給水装置施行基準 第2章 給水装置工事の流れ 6〕を参照

3 住宅地図

- (1) 申請場所の住宅地図地区名とページ番号を記入する
- (2) 申請場所は赤線で囲み、赤斜線で表示し、矢印にて「申請地」と記入する。

※申請建物ではない

4 給水装置設置に関する利害関係人の同意

倉敷市水道条例 (給水装置工事の申込み) 第6条 給水装置工事(修繕を除く。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の工事を施行する場合、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (第三者の異議についての責任) 第7条 給水装置工事の施行について利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。
倉敷市水道条例施行規程 (利害関係人の同意書の提出) 第5条 条例第6条第2項の規定により提出を求める同意書は、次の各号のとおりとする。 (1) 建物の所有者でない者が給水装置を設置しようとするときは、当該建物所有者の同意書 (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書 (3) 他人の土地を通過して給水装置を設置しようとするときは、当該土地所有者の同意書

この規定による同意書は、給水装置工事の施工に当たって、利害関係人と申請者との紛争を避けるためのものであり、必ずしも承諾がないからといって給水契約を拒否するものではない。

所有者が複数の場合には、備考欄を使用すること。

(1) 土地所有者

- ① 他人の土地に給水装置を設置しようとする場合は、土地所有者の承諾を確認するため、土地所有者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

(2) 建物所有者

- ① 建物の所有者でないものが、給水装置を設置しようとする場合は、建物所有者の承諾を確認するため、建物所有者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

(3) 給水装置所有者

- ① 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする場合は、給水装置所有者の承諾を確認するため、給水装置所有者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

(4) 通過土地所有者

- ① 他人の土地を通過して給水装置を設置しようとする場合は、土地所有者の承諾を確認するため、土地所有者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

5 確約、誓約書

(1) 貯水槽設備の設置に係る確約

- ① 貯水槽設備を設置する場合は、関係法令を遵守するとともに受水槽以下の施設管理については設置者の責任において管理する確約が必要であり、設置者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

倉敷市水道条例施行規程
(連合使用の場合の徴収方法)
第16条 条 例 第 22 条 第 2 項 に規定する専用給水装置を連合して使用する場合は、市のメーターごとに1枚の納入通知書及び領収証を発行する。

- ② 連合で使用する場合も含め水道メーター（契約メーター）1箇所に対し、水道料金の請求も1枚の通知書を発行する。

(2) 既設給水設備に係る誓約

- ① 既設給水設備（井戸水等）を使用し上水道に変更する場合は、既設給水設備が構造及び材質等に関する基準に適合しているかが不明であるため、水压テストを行い給水の可否を判断する。この誓約は、所有者が責任を持って給水装置を管理するとともに漏水に伴う水道料金の支払いについて誓約するもので、給水装置所有者の承諾した日付、住所、氏名、自署又は記名押印が必要となる。

6 製図

当該工事について必要事項を記入すること。

- (1) 方位記号を必ず記入し、北を上にするのが原則であるが、図面の関係上やむをえない場合は、これを変更することができる。

(2) 次の表に従って製図すること。

平面図に用いる線種

項 目	線 種	項 目	線 種
新設給水管 (直圧部分)	 赤色実線	受水槽以降	 緑色実線
既設給水管	 黒色破線	増圧装置以降	 青色実線
撤去または 埋没給水管	 黒色破線を赤色斜線で消す	高架水槽以降	 黄色実線
配水管	 黒色一点破線	消火用	 桃色実線
土地境界線 (官民)	 黒色実線	警報装置	 茶色実線
土地境界線 (民民)	 黒色二点破線	井水給水管	 赤色破線

※直圧部分とは、受水槽入水までの給水装置をいう。

※ その他提出書類

(1) 配水管布設に関する誓約書

配水管の新設又は改良工事を必要とする申請の場合は誓約書を提出すること。

(2) 都市計画法第32条協議済書、道路位置指定事前協議済書

都市計画法第32条協議を必要とする開発行為に伴う給水装置工事申請では、都市計画法第32条協議済書の写しを添付すること。また、建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定に係る協議を必要とする給水装置工事申請では、協議済書の写しを添付すること。協議済書と給水装置工事申請書の内容に相違が認められることが多々あるため、添付していない場合は受付できないこともある。

(給水装置工事の申込み)

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事申請書に必要書類を添えて申請すること。

設計審査手数料及びしゅん工検査手数料は、申込み後に納入すること。 (※1)

(給水装置工事の申込みの受付)

給水装置工事の受付は、倉敷市水道局水道サービス課において行う。

（給水装置工事の審査・許可）

給水装置工事の審査は手数料納入後に倉敷市水道条例及び諸規程に基づき設計及び現地調査等により審査し、適正と認められる場合は、許可証を発行する。水道利用加入金・工事負担金・管理負担金が必要となる場合は、該当する負担金等の納付が確認された後に許可書を発行する。

（※１）

審査に要する期間は、手数料の納付確認後、訂正等がない場合は、１４日以内を原則としている。また、配水管布設を伴うものは、受付から給水可能となる期間として３～５ヶ月を要するため、早めに申請すること。

（※１）なお、入金の確認に日数を要するため、急を要する場合は、領収書のコピーを水道サービス課窓口を持参するか、事前に電話連絡のうえ、水道局へ領収書のコピー等をＦＡＸすること。（ＦＡＸ番号 ０８６－４２３－５６３５）

（給水装置工事の施工）

- １ 給水装置工事の施工は、許可書を確認した後に給水装置工事申請書に基づき施工すること。
- ２ 許可を得た後に、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡のうえ管理者の承認を得て工事に着手しなければならない。
 - ① 給水口径に変更があるとき。
 - ② 分岐箇所並びにメーター位置等に変更があるとき。
 - ③ 配管経路に変更があるとき。
 - ④ 栓数が増減するとき。

（給水装置工事しゅん工による提出書類）

給水装置工事がしゅん工した場合は、直ちに次に掲げる書類及び赤（臨時用）メーター廃止について（令和５年３月２０日）を参照に書類を添えて管理者に届けなければならない。

また、不要となる既設水道メーターがある場合は、既設メーターと併せて既設水道メーター臨時用閉止・返却申込書を提出すること。（３日以内）

（１）新設、仮設、改造、口径変更工事

- ① 給水装置工事完了報告書
- ② 給水装置工事精算図（変更が生じた場合）
- ③ 屋外工事を伴う場合は、給水管位置記録表及び工事写真帳

注）宅地内での口径変更工事については、工事写真帳のみ提出

④ 遊離残留塩素濃度測定写真

注) 仮設工事において提出済の場合は、省略することができる

(2) 撤去工事

- ① 給水装置工事完了報告書
- ② 給水装置工事精算図 (変更が生じた場合)
- ③ 給水管位置記録表及び工事写真帳

(3) 共同建物等に係る工事

- ① 給水装置工事完了報告書
- ② 屋外工事 (配水管の分岐部から仕切弁まで) を伴う場合は、給水管位置記録表及び工事写真帳
- ③ 屋内工事 (仕切弁からメーターボックスまで) の工事写真帳

(4) 団地給水、高所団地給水契約に係る工事

- ① 給水装置工事完了報告書
- ② 給水装置工事精算図 (変更が生じた場合)
- ③ 屋外工事 (配水管の分岐部から仕切弁まで) を伴う場合は、給水管位置記録表及び工事写真帳
- ④ 屋内工事 (仕切弁からメーターボックス、泥吐管まで) の工事写真帳
- ⑤ しゅん工図
- ⑥ 給水管位置記録表 (各戸取り出し分)
- ⑦ 変更契約書 (変更が生じた場合)

注1) 当初管理負担金対象延長が増える場合、対象延長50m以下のときで2m以上の増、また、対象延長50mを超えるときは、5m以上の増で、変更契約対象とする。

注2) 当初管理負担金対象延長が減る場合、対象延長にかかわらず2m以上の減で、変更契約対象とする。

- ⑧ 止水栓盗水防止ハンドルの返却 (3日以内)

(5) 外線工事

- ① 給水装置工事完了報告書
- ② 給水装置工事精算図 (変更が生じた場合)

- ③ 給水管位置記録表及び工事写真帳
- ④ 遊離残留塩素濃度測定写真
- ⑤ 止水栓盗水防止ハンドルの返却（3日以内）

（手数料及び負担金等の徴収）

- ① 手数料（設計審査手数料・しゅん工検査手数料）

手数料は、メーター口径又は、給水管口径に応じて徴収する。

- ② 負担金等（水道利用加入金・工事負担金・管理負担金）

- ア 水道利用加入金

配水管（市の管理に係るものを含む）から分岐するときメーター口径に応じ徴収する。

- イ 工事負担金

配水管の新設又は改良を必要とするとき。

- ウ 管理負担金

市の定める一定規模以上の開発行為であって、当該開発行為者の布設する一切の給水装置工事のうち、給水施設（給水装置を除く）を市に移管し、市がこれを管理するとき別に定める管理負担金算定基準表（ホームページに掲載）により算出した額を徴収する。
なお、管理負担金については、定期的に改定されるため、その都度確認を行うこと。

（給水装置工事申込みの取り下げ）

給水装置工事を申込み、管理者の許可を得た後に、工事の取り下げをする場合は給水装置工事申請者が工事場所、受付番号、受付年月日、取り下げ理由を明記した取り下げ願いを管理者へ提出しなければならない。なお、審査に係る設計審査手数料は還付しない。

通知事項

- ・ **給水装置工事完了報告書の遊離残留塩素濃度の測定について**
(倉水給第1712号、平成15年1月24日付け通知)

(主旨) 平成15年4月1日の給水装置工事しゅん工分から給水申請に係る工事1件について1か所の残留塩素濃度を測定し、給水装置工事完了報告書とともに測定写真を提出するよう取り扱いを変更する。

- ・ **給水装置工事に伴う路面復旧費の徴収及び施工事務の廃止について**
(倉水給第1851号、平成17年1月6日付け通知)

(主旨) 平成17年4月1日の給水装置工事申請受付分から屋外工事に伴う公道部の路面復旧費の徴収を廃止し、施工業者において本復旧を施工するよう取り扱いを変更する。

- ・ **集合住宅の給水装置工事に係る管理負担金徴収取扱いの運用変更について**
(倉水給第2353号、平成17年3月2日付け通知)

(主旨) 平成17年4月1日の給水装置工事申請受付分から集合住宅の管理負担金制度(管理負担金の徴収)を廃止し給水本管については所有者において維持管理するよう取り扱いを変更する。

- ・ **給水装置工事申請書の様式改訂について**
(倉水給第654号、平成17年7月7日付け通知)

(主旨) 平成17年8月1日の給水装置工事受付分から給水装置工事申請書の様式を改訂する。なお、改訂に伴い現行の給水装置工事各種様式の内、下記の書類は今後から使用しないものとする。

- ① 土地使用承諾書
- ② 支分引用承諾書
- ③ 給水契約書及び給水変更契約書
- ④ 給水施設の寄附について
- ⑤ 確約書
- ⑥ 誓約書(既設給水設備に関する誓約)
- ⑦ 給水装置所有者代理人・総代理人変更届

・ **住宅地図の取扱について**

(倉水管第235号、平成19年8月3日付け通知)

(主旨) 平成19年9月1日の給水装置工事申請書受付分より、新設工事と仮設工事が同時に提出された新設工事申請書、及び集合住宅に係る給水本管が伴わない各戸の新設工事申請書については、地図の添付、又は地図の記入を不要とする。

手書きによる付近見取図でも可。住宅地図を利用の際は、発刊会社の利用規約を確認すること。

・ **給水装置工事申請に伴う添付書類の提出について**

(倉水給第211号、平成20年5月29日付け通知)

(主旨) 給水装置工事申請の際、都市計画法第32条による協議済書の写し等の添付書類を必ず添付するとともに、今後は建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定に係る協議済書の写しについても添付すること。なお、給水装置工事申請書と写しの内容に相違がある場合は、申請書の内容訂正等が必要となる場合がある。

・ **給水装置施行基準の変更について**

(倉水給第1057号、平成21年2月2日付け通知)

(主旨) 給水装置施行基準の趣旨及び適用として総則を定めるとともに、平成21年4月1日給水装置工事申請書受付分より、給水管口径13mmにおける水栓数の標準について、6栓以内に変更する。

・ **直結増圧式給水の採用及びメータバイパスユニットの承認について**

(倉水給第361号、平成21年6月25日付け通知)

(主旨) 平成21年7月1日給水装置工事申請書受付分より、直結増圧式給水を採用する。

また、直結増圧式給水の採用に伴い、メータバイパスユニットを承認する。

・ **道路占用許可申請における注意事項について**

(倉水給第1230号、平成22年2月10日付け通知)

(主旨) 県道及び国道における給水管工事については、事前に担当部署と協議を行い、許可申請を行うこと。

・ **給水装置工事申請に係る様式の変更について**

(倉水給第1405号、平成22年3月25日付け通知)

(主旨) 給水装置撤去に係る承諾書の様式を変更することに伴い、給水装置撤去承諾書(団地区画内)を廃止し、新様式をホームページに掲載する。水道使用申込書についても

様式を変更し、2部複写から3部複写に変更する。

・ **金属継手（プッシュオンタイプ）への移行について**

（倉水総第179号、平成30年8月1日付け通知）

（主旨） 水道用ポリエチレン二層管の材料として、金属継手（インコア打込み式）から金属継手（プッシュオンタイプ）へ移行する。

・ **水道料金改定に伴う新臨時用水道料金の適用について**

（倉水給第1142号、平成31年1月16日付け通知）

（主旨） 平成31年3月1日臨時用メーター返却分より、新臨時用水道料金を適用する。

・ **給水装置工事申請に伴う新消費税率の適用について**

（倉水給第780号、令和元年9月12日付け通知）

（主旨） 負担金（水道利用加入金、管理負担金、工事負担金）及び臨時用水道料金の消費税について10%を適用する。

・ **押印の省略に伴う各種様式の変更について**

（令和3年4月13日付け通知）

（主旨） 押印を義務付けていた書類の一部を、押印又は自署記名に変更することに伴い、各種様式を変更する。

・ **臨時用メーターの廃止等について**

（令和5年2月20日付け通知）

（主旨） 臨時用（赤）メーターを廃止することに伴い、各種様式を変更する。

給水装置主任技術者に関する法令（抜粋）

水道法

（給水装置主任技術者）

第 25 条の 4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他国土交通省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置主任技術者の立会い）

第 25 条の 9 水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

水道法施行規則

(給水装置主任技術者の職務)

第23条 法第25条の4第3項第4号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第4条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果